

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙 「みらい」
NO. 3784
17年9月1日(金)
・Fax 095-828-1953

非正規労働者も「人」である。 20条裁判で問われているもの

おはようございます。

明治・日本法学界の第一人者の穂積陳重は「法窓夜話」にて「現在用いている法律学の用語は、多くはその源を西洋の学語にあり、固有の邦語や漢語に基づいたものはきわめて少ない」と、明治の法は西洋に倣ったという。

こうした西欧法の訳語の過程で国民という言葉が日本で初めて使われ、権利や自由とかの用語も新しく定義された。

この穂積は東大の法学部長を務め、日本初の英語学校の「中央大学」をつくり、国民のための教育を志すが、その気概の一例を次に見る。



同じ本の「女子の弁護士」の項に「昔ローマでは女子の弁護士を公許してはいた。しかし、かかるに、ある女子弁護士に醜行があったため、

たちまち女子弁護士の禁止の説が起り、ついに皇帝をしてその法典に禁令を加えるに至った。この論法をもつてするならば、男子にも弁護士業を禁ずることにせねばなるまい。

い」と書いている。男尊女卑の時代に、男女同権を語る法学者の思想には敬意を送りたい。

私たちの郵政労働契約法二〇条東日本裁判の会社側弁護士に高谷千佐子氏がいる。森・浜田松本法律事務所所属だ。この事務所は日本の四大法律事務所の一つで、



弁護士の数が三七〇人、経団連のお抱え事務所である。

この二〇条裁判では、最初は郵政のいつもの法律事務所（光和総合法律事務所・弁護士三九人）だったが、途中から森・浜田松本事務所が変わった。経団連と国が前面に出てきたのだ。

去年、この事務所が厚労省や内閣官房の官僚らの非公式勉強会が開かれ、この中に郵政の労契法二〇条裁判の代理人である高谷弁護士がいた。

国が同一労働同一賃金などの働き方改革を検討する場に、裁判の一方の当事者の代理人が同席することで、中立性を疑うと批判された。これからわかるように、私たちの労契法二〇条裁判は、郵政ユニ

オン対郵政ではなく、国（経団連）のたたかいである。

そして東日本の裁判は九月十四日に一審の判決が出る。これまでの労契法裁判は労働者敗訴が続き、私たちの裁判も同様だ。

経済学者・水野和夫の「資本主義の終焉と歴史の危機」では、近年、経済危機に陥った日本資本主義は「非正規制度で労働者の賃金を抑え（収奪し）、資本

の蓄積を図っている」という。その意味では国策の非正規制度なのだ。

労契法二〇条も、有期と無期雇用者の不合理な差別は許されないとするが、なにかが不合理なのか明記していない。

この法は二〇一二年八月にできた。その直後に出版された「改正、労働契約法早わかり」（経団連出版、木村貴弘弁護士）にも、有期契約労働者と無期雇用労働者の労働条件に不合理と認められる場合もあり得るので、無期転換後の労働者については、人事規定などを整備しておくべきだ」と書いている。経団連も裁判所の



不合理認定を前提として、事前の対応策を求めているのだ。そこで郵政でも、二〇一二年の改正労契法成立以降、次々と職場の仕組みが変わる。いわゆる正社員に（新）一般職をつくり、基幹社員とに分けた。契約社員の比較対象者を旧公務員の正社員からさらに低いレベルの一般職とすることで、格差を隠す。

そして同一労働では期間雇用の契約社員の仕事と役割をいい変え、これまた差別と格差を隠す。営業ノルマ廃止で、数字は単なる目安として、勤務評価ともしない。また仕事の違いではクレーム対応義務を軽くした（二〇一四年九月五日付けの会社側の第一準備書面）。現実の職場はそんなっていないことが一番問題なのだが・・・



この改正労契法二〇条の裁判の基本は、非正規で働く人が格差と貧困に苦しんでいることから、法

国策に弱い裁判所が、国を守るためとして、結果的に経団連（資本と企業）を守る判決に後退し、格差を容認し、働く人をさらに苦しめることが絶対に許されない。原告らが判決に求めることは「非正規も人である」という法の基本を示すことにある。

そして裁判所は、国策としての非正規と、労契法二〇条にいう労働者救済としての不合理な差別の禁止との矛盾の中の判決となる。誰と誰の、なにとなにを比べるのか。そしてその格差はどの程度なら合理的であり、法二〇条に容認されるのか。その郵政の基準が裁判で示される。

明治の最初の法学者たちは開国の法は西欧法「民の権利を基本とする立場で、徳川時代の法度（民の取締り法）からの大転換を図った。相当の決意だったと思うが、この当時の法学者の気概を、現代の裁判所も持つべきだろう。働く人がいてこそこの国と法であり、民主主義の法治国家なら、譲れない原点だからだ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇

なくそう差別

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。